

# 企業の知的財産侵害訴訟

## ～権利無効の抗弁について～

### (I)

日本弁理士会近畿支部

2008～2009年度支部長

河野 登夫

最高裁キルビー判決（平成10（オ）364）による特許無効の抗弁の認容が引き金となって、平成16年改正特許法に104条の3が追加されました。特許権の有効、無効が、審判及び審決取消訴訟のみならず侵害訴訟においても判断される、という重大な制度の変更がなされたのです。新制度下では、両方のルートで特許維持の審決／判決を得る必要がある特許権者側の負担は予測されたとおり大きく、また、原告勝訴率が低下しているようであります。所謂ダブルトラックに直接起因する問題の外、対抗策としての訂正に関する問題も浮上してきました（平成18（受）1772）。

このような状況を踏まえて、近畿支部は特許法104条の3による権利無効の抗弁をテーマに、2008年11月20日 大阪国際会議場においてフォーラムを開催しました。第I部の基調講演は弁護士・弁理士村林隆一氏、第II部のパネルディスカッションのパネリストは、村林氏に加えて、知財高裁裁判官飯村敏明氏、甲南大学法科大学院教授大瀬戸豪志氏、及び日本合成化学（株）知的財産部長、長谷川治雄氏であり、コーディネータは私、河野登夫が務めました。

第I部の基調講演を今月号に掲載し、パネルディスカッションの内容は6月号に掲載する予定です。なお、諸事情により掲載が遅れましたことを関係者にお詫び致します。